
一 般 質 問 通 告 書

(通告者 1 0 名)

令和 7 年裾野市議会 2 月定例会

目 次

日にち	順番	氏 名	ページ	一括質問	一問一答
3月11日（火）	1	中村 純也 議員	1 ～ 4	○	
	2	内藤 法子 議員	5 ～ 6		○
	3	三富美代子 議員	7 ～ 8		○
	4	勝又 豊 議員	9 ～ 10		○
3月12日（水）	5	浅田 基行 議員	11 ～ 12		○
	6	岡本 和枝 議員	13 ～ 14		○
	7	大橋 勝彦 議員	15 ～ 18		○
3月13日（木）	8	小林 浩文 議員	19 ～ 21	○	
	9	増田 祐二 議員	22 ～ 24		○
	10	小林 俊 議員	25 ～ 27		○

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
1 中 村 純 也		市 長
1 人と企業に選ばれるまち実現に向けた取り組みには、人口減少対策を位置付けよう	市長は「人と企業に選ばれる裾野市」を機会あるたびに示し、官公庁はもちろんのこと名だたる企業に対してトップセールスを積極的に行っており、これらの活動は裾野市における新たな企業進出にも繋がっているとおっしゃっている。この状況は財政面においても歳入を増加させることが可能な裾野市の基礎力にもつながるもので、今後の財政安定化にも一助となると評価する。 一方で、全国自治体が抱える大きな課題である人口減少や少子高齢化については、現在当市においても歯止めがかけられない状況にある。この地に住んでみたい、住み続けたいと思ってもらえるまちづくりも推進している当市として、この課題解決あるいは課題感の縮小は、少しでも成果を出したいものではないだろうか。移住・定住施策など国県も力を入れて取り組んではいるものの、やはり最後は各自治体の特色をいかに事業として構築できるかが鍵になるものと考え、発想力が試されていると言っても過言ではない。 自然に囲まれ暮らしやすいまちの一つである当市において、最大の特徴は企業に一目置かれる地域であることが、現時点で注目すべき点ではないかと私は考えている。 富士山の恩恵による観光面や防災面の優位性、さらには近年の民間事業開発地としての話題は、日本国内で事業展開しようとする企業に対して、静岡県東部、その中の裾野市と、候補地の一つとして挙げられる強さを持っていると考える。 その注目に対して当市が実施する施策にあっては、単なる誘致活動にとどまる事なく、大きな課題の一つ、人口減少抑制や人口構造バランスの解消にも資する対策を合わせて検討すべきであると考えている。 かつて工場誘致が成功し多くの企業が当市に立地した際、誘致企業は東部地域の住人による雇用だけでは事業経営が難しいこともあって、社宅や寮などを設置することで、日本各地からこの地で働ける人材を集めその業態の拡充にも対応してきた。この民間主導の雇用人材対策が当市の人口を底上げし、さらには周辺自治体をも巻き込んだ就業による関係人口増加につながった。日本社会における核家族化の進行や出生地との帰属性の希薄化などの動きから、この地に集まった人々は職住近接となる場所に居住地を求めるようになった。しかし当市においては、その求めに対して思うような定住策を打ち出すことができず、今日の人口減少の流れに対して、抑制施策の適切なタイミングを逸してしまった感は否めない。定住移住対策を講じる際に人口ダムと表現した、この企業等の仮住まいも、現在数そのものが減り、残っている部分においても使用率が50%を切る状態が続いてしまっているとの事である。 しかしながら、図らずとも冒頭申し上げた通り、企業誘致活動に関して注目が集まっているというチャンスが巡ってきている現状があり、立地する企業とあえて人口減少抑制対策について協力していくことが必要ではないかと考え、以下の考えについての見解を伺う。 (1) 企業に向けた補助金要件の見直しについて ア 数年来企業立地に関する補助金の額は変更されていないが、昨今の物価高騰の煽りを考慮すると企業が進出のために投資する全体額に占める実質的な補助金の割合は少なく、恩恵としての評価が薄れてきているのではないかと考えられる。また静岡県においては発生残土に対する処理場が少ないことに加えて、他	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	県よりも環境に対する検査コストが多い状況にある。これらの点を考慮し、当市における補助金の額を見直すとともに、静岡県に対しても企業立地補助金の額について見直しを要望し、他県よりも静岡県、県内であれば裾野市に企業が優位性を感じられる体制を構築することも必要だと考えるが、見解を伺う。 イ 各自治体における企業立地補助に関する補助金の要件には、立地時の地元雇用と雇用数維持に関する条件が設けられているが、企業はもちろん市ですら求人に対する募集は極端に少ないことから分かる通り、人材不足が課題となっている。また人口構造のバランスからも、定年を迎える退職者の数に比べ新規採用として求められる若年人口は減っている現代では、雇用維持を満たすこと自体が難しいことが伺える。 企業は人口減少に伴う人材不足に対応すべく省人化、ロボット化など労働力代替えとなる設備投資を行っており、この投資も補助対象となっているにもかかわらず、雇用維持を条件とすることは矛盾しているとも言える。これに加えて、静岡県においては、当該進出地における事業所の雇用数に限らず、当該法人の県内全体の雇用数維持を条件としている実態もあり、企業の補助金利用の壁ともなっている。誘致したい思いと補助金のあり方にギャップを生じていると言えるのではないだろうか。 補助金活用における条件について、例えば、企業の社宅設置や借上社宅の確保、あるいは既存の社宅を他の企業と協働利用できる仕組みづくりを行った場合などに対して加算するなど、これまでの雇用実績に関するものから、企業の従業員が当市の住民となることを誘導できる条件へと変更することも有効であると考え、見解を伺う。 (2) 定住に向けた補助金の創設について 企業が裾野市を選んでくれた後に、その従業員が裾野市を選ぶ定住施策についても積極的な姿勢を示すことも必要である。それこそが人と企業に選ばれるまちという事ではないだろうか。(1)のア、イの施策により立地企業が招き入れてくれる方々、いわゆる人口ダムの復活に対して、裾野に定住してもらうための施策は今度こそ同時に行う必要があると考える。 過去に一般質問において、移動手段に困難さを感じる方や広い敷地の管理が十分できなくなってきた郊外に住む方々には市の施設が誘導される駅のある中心地に移り住んでいただき、既存住宅を売却したり賃貸したりする仕組みの構築などを提言した。市街化区域の分譲も進む一方で空き家が増えている現状では、今後の建物や敷地の管理の面からも、社宅や寮、アパートといった集合住宅から戸建て住宅への誘導に対して積極的な支援が有効であると感じる。移住者に特化した支援や新築に対する補助のみではなく、自己所有でも賃借でも、戸建て物件へと住まいを移行する方に対し、移転費用や契約に伴う初期費用などを補助するという他市との差別化により、定住に対する姿勢を示すことが必要であると考え、見解を伺う。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 インフラ整備において債務負担行為を効果的に活用しよう	当市のインフラ整備に対して市民から、「なかなか工事が始まらない」「年度末に工事が集中して渋滞が頻発する」「毎年工事しているものの、何もしていない期間が長い」「いつ終わるか分からない」といったご意見をいただくことが多々ある。一議員としても同じような印象を持っているのに加え、裾野市では工事関係の年度跨ぎ、いわゆる繰越明許費が数多くあると感じている。 当市に限った事ではないが、年度当初は、未完成の工事現場は静かで、夏を過ぎた頃にやっと再開する状況が目につき、市民から見ればさっさと工事を進めて、早く使えるようにして欲しいと思うのは当然の反応と言える。行政手続きの仕組みから生まれるこのような公共工事の集中は、工事等に関係する人材や資機材の集中にもつながるため、こういった工事に対応できる業者も限定される傾向にある。人材や資機材等を確保できる資金力やネットワークを持つ事業者が優位となり、限定された事業者間で競争入札が行われる構造が続く可能性も否めない。小規模工事も同じようなスケジュールで進めることで、中小規模の事業者の受注にも寄与すると思われるものの、世間の人材不足や資機材シェアの状況を鑑みれば、工事の集中が、事業進捗に影響していることは否めない。また昨今改めて注目されている働き方改革における、長時間労働の是正、適正な休暇の取得、安定した収入の確保の面を見ても困難な環境を生み出すことにもつながり、就職先としての選択肢に影響を与えかねない状況と言える。 公共工事における年度内の時期による工事量の格差は、事業に携わる人材や資機材の効果的な活用に支障をきたし、事業者運営も負担を与えることになる。また当市の年末から年度末にかけての時期の特徴として、急な雪氷対策に事業者の手を借りなければならない状況があったり、季節性感染症等の流行によって活動人材を得られにくくなったりする場合があります、事業者数に余裕を持ち合わせていない当市にあっては、これらも限られた事業者の負担や公共工事の工期に影響を与える要素となっている。 これらの状況から、公共工事における施工時期の平準化は早急に対応すべき課題であると感じる。地方財政において予算過程における会計年度独立原則があるものの、地方自治法第 215 条にある継続費、繰越明許費、債務負担行為の作成は、厳格に守ることの難しいこの原則に対して設けられたものと考え。いずれもあらかじめ議会の議決を要するものとしてある中で、特に債務負担行為については、国土交通省や公共工事における施工時期の平準化に対して効率的な運用を求めている。 国土交通省は、施工時期の平準化による効果や期待として ・受注者として人材・資機材の実働日数の向上による経営の健全化、労働者の処遇改善等 ・建設業で働く技能者として長時間労働の是正、休日の確保等 ・発注者として入札の不調・不落対策、担い手確保等 ・行政（地域）として地域の社会資本の品質確保、建設機械の保有促進による災害への対応力の向上等をあげている。 私はこの平準化が市内既存事業者の経営の安定化はもちろん、業界の当市への新規参入にも寄与するもので、産業振興策の一つにつながると考える。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答弁要求者 職 名
3 行政デジタルトランスフォーメーション（DX）は、しっかり市役所の業務変革に活かそう	先に行われた裾野市議会 12 月定例会において、準備行為を要していた事業について債務負担行為の効果的な活用を進めたものと認識しているが、公共工事の中で複数年に渡ることが明確な大規模な工事はもちろん、工期は短くとも早期の完成が市民生活への負担を最小限にできるものなど、精査しつつ、債務負担行為などの手法を積極的に活用した施工時期の平準化を進めることが必要と考えるが、見解を伺う。 令和 4 年 9 月議会で、私は行政におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、DX という）について私なりの解釈と市の考え方について確認させていただき、職員の観察力と洞察力を持って、さまざまな視点から地域課題や行政の仕組みを見つめ直し、これまでの慣習や考え方を変える根拠を得て、市民のための仕組みづくりへと反映していくという仕事の仕方の変革が本質であることを共有した。当然のことながら、行政事務の変革は市民福祉の向上に第一の目標が置かれており、これらの活動一つ一つが市民サービスの質の向上に寄与するよう取り組みがなされてきたことと推察している。 行政事務のペーパーレス化、手続きやサービスの一部オンライン化などデジタル技術の活用が進み、現在は市役所市民窓口が改装されフロントヤード改革として動き始めているものの、忘れてならないのは、行政職員の負担軽減が主役ではなく、市民の生活のしやすさが主役であるという点である。手続きや情報共有のオンライン化によって、情報がデータ化される中、その情報をどのように分析し活用していくのか。 あるいはフロントヤード改革による手続き簡素化に対して、バックヤードの業務の標準化に基づくシステム化や省人化はどのように進めていくのか。こういった取り組み一つ一つが、市民の利便性等への貢献となる傍で、自分たちの仕事の変革につながっている過程の一部だという認識を、職員間で共有できているのか否かは、行政における DX の成果の一つであると私は考える。以下伺う。 （１）これまでの行政 DX の取り組みと、市民サービスの質や職員の業務意識等に対する成果を伺う。 （２）市民サービス手法の変化点である今、変革意識を持って取り組む具体的な事項の計画を伺う。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 内 藤 法 子		市 長
1 災害時に活躍するトイレトレーラーの導入について	大きな災害が発生するたびに課題となるのがトイレ問題です。1995 年の阪神・淡路大震災では、「トイレパニック」という言葉が生まれました。2011 年の東日本大震災、2016 年の熊本地震、2024 年の能登半島地震の被災地でもトイレ不足が深刻な問題となっていました。 能登半島地震においては、災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」に参画する自治体からトイレトレーラーが派遣されています。このプロジェクトは、全国の市区町村が1 台ずつトイレトレーラーを常備し、大規模災害が起きた被災地に全国から集結することができたなら、トイレ不足の問題を大きく軽減でき、不衛生な状況下の体調不良などに起因する災害関連死をゼロにすることも可能と活動を展開しているものです。 実態を調査するために、関係者にお会いしてお話を伺いました。全国の状況ですが、現在トイレトレーラーは 22 自治体が保有し、トイレトラックを 5 自治体が保有し、この活動に計 27 自治体が参画しています。 能登半島地震での支援状況は、北海道から九州まで全国 22 の自治体からトイレトレーラーが派遣され、27 施設に設置して、推計値で延べ約 18 万 6 千人が約 93 万 3 千回使用したといえます。一台で 1,200 回から 1,500 回トイレの使用が出来るそうで、出動要請は 80 箇所以上あったそうです。災害支援には、まだまだ足りていないと強調されました。 トイレトレーラーは牽引が必要ですが、通常の水洗トイレ 3 室と、車いすの昇降機やおむつ交換台などを備えた多機能トイレ 1 室の合計 4 室を確保しています。 トイレトラックは自走出来ます。通常の水洗トイレ 4 室と、車いすの昇降機やおむつ交換台などを備えた多機能トイレ 1 室の合計 5 室を確保。現在 5 自治体が保有しています。 どちらも給水タンクと汚水タンクを装備し、現地に到着すると直ぐに使用できます。また、車両上部に設置された太陽光パネルで発電し、給水ポンプや照明の電力を賄います。 平時には防災訓練や花火大会、ラリーなどのイベントで活用出来、市民の防災への意識啓発に貢献できると考えます。 トイレトレーラー導入については同僚議員もこれまで一般質問で提案して参りましたが、ご答弁では、施設内での携帯トイレの対応を考え、簡易トイレ、組立て式トイレを備蓄で対応するとして、導入の計画は無い。との事でした。 その後の動きとして、内閣府ではトイレトレーラーの活用について登録制度を設けて、国としても進める施策の中で、全国の自治体で導入の動きが促進されています。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	費用負担の面でも、総務省の緊急減災防災事業債に加え新しい地方創生交付金（地域防災緊急整備型）が活用出来るようになりました。加えて、これまでの事例では、地元企業の寄付、企業版ふるさと納税、個人版ふるさと納税型寄付金で賄っている自治体が数多く存在しています。 静岡県では全国に先駆けて富士市が導入し、続いて西伊豆町が参画しています。今後も県内で参画する動きも出てくると想定しています。 このような流れを踏まえて、今一度、裾野市にトイレトレーラーの導入をご検討頂きたいと願い以下、質問を致します。 （１）これまでの一般質問を踏まえて、調査研究した経緯はあるか。 （２）導入を念頭に置いた際に、課題となる点は何か。 （３）購入費用などの経費についてどう考えるか。 （４）国、県、自治体の動きをどのように把握しているか。 （５）導入へのご決断は。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
3 三 富 美 代 子		市 長
1 重層的支援体制整備事業の推進について	国では、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。 重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難、生きづらさの多様性、複雑性に応えるものとして創設されたもので、重層的支援体制が整備された市町村へは、厚生労働省から発布される補助金等が大幅に増加される仕組みとなっており、これを達成することで市民への相談や見守り等の支援の充実が図られ、国からの支援が増えるため、市にとって推進すべき事業となっています。 重層的支援体制整備事業では、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須とされています。 その点につきましては、本市では、かなりの部分がすでに出来ているのではないかと考えます。 さらに年末から年始にかけて、庁舎1階フロアを大幅にリニューアルし、相談体制が確立されており、重層的支援が受けやすい体制になったと認識しています。 そこで、重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、本市の状況について伺います。 (1) 本市も重層的支援体制整備事業を推進すべきと考えますが、この点は如何ですか。 (2) 近隣市町でも、かなりの市町が推進していますが、県内市町の推進状況を把握していますか。 (3) 現在の本市の推進状況について、どこまで進んでいますか。 (4) 推進するための本市の課題について伺います。 (5) 推進することで、良くなる点については、どのような認識でしょうか。 (6) 重層的支援体制整備事業の財政支援は、交付金として既存制度からの財源を含めて一括で交付されています。本市が財政支援を受けられるようになると、現在の予算において、金額的にはどの程度、交付金が増えると考えられますか。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 聴覚に障がいのある方へ支援の拡充を	(7) 第4期静岡県地域福祉支援計画では、分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、保健・医療、住宅、就労、司法、教育などの分野を超えて多機関が協働し、課題解決に向けて、支援調整を行う体制の整備を包括的相談支援体制と説明しております。令和2年6月の改正社会福祉法において、市町の包括的支援体制の構築を具体化するための新たな法定事業を、重層的支援体制と説明しており、包括的相談支援体制と重層的支援体制は同等の意味であると分かります。 県の計画では、今年度末までに包括的相談体制の構築を県内全市町で終了させるとなっていますが、現状で本市は構築できていませんが、いつまでに構築する予定でしょうか。 現在、国内には耳が聞こえない人が約36万人、難聴者は1,000万人以上とされており、 2021年7月から24時間365日使える公共インフラとして始まった総務省所管の電話リレーサービスがあります。この電話リレーサービスは年間、国内で約52万件の利用があります。電話リレーサービスというのは、聞こえない人と聞こえる人をつなぐ電話サービスであって、聴覚障がい者の方と聴覚障がい者以外の方が電話で会話したいときに、手話通訳者等の通訳オペレーターを間に介在させて、相手とすぐに連絡を取りたい場合の手段として活用されております。双方向で電話をかけられるために、コミュニケーションが格段に活性化するという事で、聴覚障がい者の緊急通報や病院への連絡、また家族や友人との会話、仕事のやり取りにも活用されています。 総務省からは紹介パンフレットも出されておりますが、このサービスを知らない方がまだまだ多い状況です。聴覚障がいのある方にとって、やはり身近な自治体における周知活動も重要であると考えます。 そこで、以下の点について伺います。 (1) 聴覚に障害のある方への支援について、種々取組みを進めて頂いていることは認識しておりますが、現状の本市の取組について伺います。 (2) 聴覚に障がいのある方だけでなく、聴覚に障がいのない方にも、電話リレーサービスを認知していただくことが大切です。本市の周知活動を推進することについて、ご見解を伺います。 (3) 昨年の9月定例会で、庁舎窓口に軟骨伝導イヤホンの設置について質問を行いました。昨年10月より、庁舎1階窓口に3台設置していただきました。支援の拡充として、併せて言語表示ボードまたは字幕表示システムを導入しては如何でしょうか。 視覚から内容を確認できれば、更に安心して相談ができるようになります。 言語表示ボードまたは字幕表示システムの導入に対するご見解を伺います。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
4 勝 又 豊		市 長
1 犯罪防止の強化で安心・安全なまちへ	一般家庭を狙う強盗が全国的に連続発生している。令和５年に全国の警察が把握したオレオレ詐欺など特殊詐欺の認知件数は 19,033 件、被害額は約 441 億 2 千万円で、前年に比べて認知件数および被害額は共に増加している。被害に遭わないために何をしたら良いか。以下問う。 （１）市内または裾野警察署管内の犯罪の発生状況をどの様に捉えているか。 （２）詐欺の傾向も変わってきているが被害に遭わないようにするために注意すべきことは。 （３）闇バイトが犯罪の凶悪化につながっている。大手求人サイトに掲載され、一般的な求人方法と区別がつかなくなっている。どの様な対応が必要と考えるか。 （４）防犯カメラの映像が犯罪者の検挙に大きな効果となっていると捉えるが防犯カメラ設置を増やすことについての考えは。 （５）防犯灯設置により、まちを明るくすることは防犯に繋がるが、状況は。 （６）子どもの安全・安心な毎日は指導と見守りから、防犯意識を向上するために行っていることは。 （７）犯罪防止のためには地域防犯の強化が大切だがどの様に捉えているか。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 生活排水の適正処理について	家庭からの生活雑排水による河川の水質汚染を防ぐため、下水道の整備と合併処理浄化槽の普及を進めている。単独処理浄化槽はトイレの排水だけを処理し、台所などから出る生活雑排水は処理されません。合併処理浄化槽は生活雑排水も処理するため放流する汚れが8分の1になり、環境に配慮される。 市街化調整区域に住宅が建築されることで、農業用水路に排水が流れることによるトラブルもある。 合併処理浄化槽の能力に対する認識の違いからくるもので、清掃・保守点検の必要性も踏まえて現状を問う。 (1) 合併処理浄化槽の普及について、状況をどの様に捉えているか。 (2) 浄化槽を使用する上で欠かすことができないのが維持管理だが、保守点検、清掃、法定検査はどの様に管理されているか。 (3) 合併処理浄化槽の排水処理した水の環境負荷はどの程度の影響か。 (4) 浄化槽設置整備事業補助金の交付要綱が改正され、令和6年度から新築・増築など建築を伴う設置に対する補助を廃止したが、影響をどの様に捉えているか。 (5) 既存のコミュニティプラントの今後のあり方についての考えは。 (6) 人口密集地では下水道による集合処理の効率が良いので事業を押し進めてきた。埼玉県八潮市の道路陥没事故は老朽化した下水管の破損が原因との見方が強いとされている。深刻なのは破損の察知が難しいことであるが、この事故を受けてどの様な検討をしたか。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
5 浅 田 基 行 1 未来実証都市の開所にむけた当市の対応について	今年1月7日未明に、当市にとってビッグニュースが発表されました。それは、現在、建設中である未来実証都市のフェーズ1が今年の秋ごろに竣工されるというニュースです。発表では、今年から住民が住み始め、徐々にリアルな実証の場として発展させ、フェーズごとに住民も増加し、最終的には約2,000名が住む予定であるということです。住まれる住民というのは、企業の従業員やその家族、定年を迎えた方、小売店舗、実証に参加する科学者、各業界のパートナー企業、起業家、研究者などが含まれるということです。最初は、従業員やその家族など100名程度だそうです。いよいよという期待膨らむ発表であったと思う一方で、行政としてどのような準備、対応をしていく必要があるのか、現在、岩波駅前前の工事計画通り進められていることと思いますが、世界中から多くの方が当市に来ていただけると想定しますが、どのような構えで対応をしていくのか、どのような準備が必要なのか、考えについて以下伺います。 (1) 秋の開所に向け、岩波駅前周辺整備の完成度はどういう状況になるのか見解を伺います。 (2) 今後、スタートアップや起業家、大学・研究機関など、未来実証都市を活用できるようにしていくという発表もありましたが、当市も積極的に連携していく考えがあるか伺います。 (3) 新たな産業の誘致や雇用による生産人口確保の観点などに関する当市の取り組みに対する考えを伺います。 (4) 秋の開所に向け、当市としてどのような準備や対応が必要なのか、考えを伺います。 (5) 市民や全国の自治体からも注目されると思うが、産業ツーリズムの観点でどう連携していくか考えを伺います。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 こども家庭センター（通称すこっぷ）の運営と南児童館の対応について	子どもと保護者、妊産婦らを総合的な支援をする場や、家庭児童相談室や児童館、基幹型相談支援センターなどの機能を併せ持つこども家庭センター（通称すこっぷ）が、令和5年3月に開所され5月から正式に運用が開始されました。また、令和6年3月末に隣接していた「老人福祉センターせせらぎの湯」が廃止となり、和室スペースなどを有効に活用している状況だと思います。今年の4月からは土日も開設するという計画と聞いています。一方でこれまで活用していき南児童館を3月末で休館する予定となっています。昨年から数回説明会を行い、理解活動をしてきているが市民へはどのような理解をしていただいたのか、4月からの運営はどのようにしていくのか以下伺う。 （1）運用開始から利用者の状況について伺う。 （2）これまでで利用者に喜んでいただくために取り組んできたことについて伺う。 （3）1月から試行的に毎月1回土日を開設してきた状況を伺う。 （4）4月からの職員の体制について伺う。 （5）南児童館の休館について市民への対応状況について伺う。 （6）老人福祉センターの跡地はどうしていくのか今後の見解を伺う。 （7）当市が進めている、企業誘致を行う上で、住む場所の提供や住みやすい環境をつくって魅力あるまちにしていく過程で子育て支援が重要であると捉えるが、今後どのような支援をしていくのか考えを伺う。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
6 岡 本 和 枝 1 区長委嘱制度の見直しを求めます	裾野市区長設置規則（昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 1 号）では、区長設置の目的を「本市の行政事務処理の円滑を期し、その協力を求めるとともに市民生活の利便を図るため、本市自治組織単位ごとに区長を置く。」としている。「区長は、その属する地区の区域を担当する。」「区長は、各区より推薦した者を市長が委嘱する。」「区長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」「区長は、非常勤とする。」等が定められています。 このような中で、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 17 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）において、特別職非常勤職員の任用の厳格化が求められ、総務省から行政区長を特別職非常勤職員として任用するのは適切でない旨の見解が示されたそうです。 （１）特別職非常勤職員の任用の厳格化について、市の見解を伺います。 （２）区長設置規則では、区長の仕事として、① 市からの通達連絡事項の周知徹底に関すること。② 諸調査および諸報告に関すること。③ その他市長が行政の円滑な遂行上必要と認めたこと。等が示されているが、仮に区長設置規則を見直し区長委嘱制度を廃止した場合、不都合が生じることはありますか。 （３）区長委嘱制度の見直しで、区長（＝自治会長・町内会長）の仕事の負担軽減の一助につながるのではありませんか。 （４）市民協働によるまちづくり推進協議会等からの、「住民自治」「地域運営組織」等についての提言はどのようなものがありますか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 南児童館について	(1) 本年1月18日に、「南児童館機能集約について説明会」が、南小学校会議室で開催されました。南児童館機能集約について、市が説明・提案された内容を伺います。 (2) 参加者の意見はどのようなものでしたか。 (3) 公共施設の再編に当たっては、市民や議会との情報共有、合意形成を図りますと謳われていますが、参加者のみなさんと情報共有され合意形成が図れましたか。 (4) 南児童館を廃止しようとする理由を伺います。 (5) 裾野市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援の質・量ともに充実させ、安心して子育てを行い、子どもが速やかに成長できる環境をととのえることを謳っています。また、子どもの居場所づくりの推進の現状と課題では、「できる遊びが制限されている公園が増え、放課後に自由に過ごせる居場所が減ってきている。」「子どもを遊ばせる場や機会の提供のニーズが最も大きかった。」「居場所づくりの重要性がうかがえる。」等と示されています。 「南児童館」の建物の老朽化対策を取りながら、「地域子育て支援拠点事業」や「南児童館の存続」等再考してはどうか。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
7 大 橋 勝 彦 1 災害関連死を防ぐための避難所運営について	能登半島地震や東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害では、地震や津波による直接的な被害を免れながらも、その後の避難生活の環境悪化や医療支援の不足により命を落とす「災害関連死」が多発しました。2024年1月1日に発生した能登半島地震では、災害関連死者数が直接死者数を上回るという深刻な事態が発生しました。地震による直接死者数は228人であったのに対し、災害関連死者数は261人に達したと報告されています。高齢者や基礎疾患を抱える方々が、十分な医療や生活環境が確保されないまま避難生活を送る中で体調を崩し、命を落としたことが要因の一つとされています。また、東日本大震災でも、避難所での過密状態や衛生環境の悪化、適切な食事・水分補給の不足、断水や停電などのライフラインの途絶が健康を著しく損ない、多くの命が失われました。 このような悲劇を繰り返さないためには、災害時の避難所運営において「命を守る最低限の基準」を確保することが不可欠です。内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所は単なる「雨風をしのぐ場」ではなく、「安全かつ健康的な生活環境を提供する場」であるべきと明記されています。また、国際的な人道支援の基準であるスフィア基準においても、避難所における居住環境の確保（1人あたりのスペースやプライバシーの尊重）、水・衛生環境、栄養と食料の提供、医療支援の確保といった最低限満たすべき要件が示されており、これらの基準に照らして日本の避難所運営の課題を見直す必要があります。 さらに、政府の地震調査委員会は2025年1月15日に、今後30年以内にマグニチュード8～9級の巨大地震が発生する確率を「80％程度」に引き上げました。この確率の上昇は、南海トラフ巨大地震の発生がますます現実的な脅威となっていることを示しており、自治体レベルでの防災・減災対策の強化が急務であることを改めて浮き彫りにしています。 裾野市においても、こうした背景を踏まえ、避難所の環境整備、医療支援体制、避難者同士の支え合いの仕組みがどれだけ整っているかが、市民の生命と健康を守る鍵となります。 昨年の2月定例会においても、災害関連死を防ぐための質問をさせていただきましたが、能登半島地震の実情を踏まえ、発生から1年以上が経過した今なお多くの方々が避難所での生活を余儀なくされている現状を鑑み、改めてこの問題の重要性を強く感じています。災害関連死は「防ぐことができる命の損失」であり、そのための備えを怠らないことが自治体の責務であると考えます。以上の認識のもと、避難所の環境整備や運営体制について、以下質問いたします。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(1) エコノミークラス症候群の防止 ア 避難所のトイレ環境の整備について避難所において、トイレの不衛生や混雑を理由に水分摂取を控える方が増え、エコノミークラス症候群のリスクが高まるとされています。市としてスフィア基準（災害時や緊急時に人道支援を行う際の国際的なルール）に基づき、女性や高齢者、障がい者に配慮したトイレの環境整備に対する市の見解を伺います。 イ 避難所での運動促進策について 避難所では長時間座ったままの生活が続くため、血流が悪化し、エコノミークラス症候群を引き起こす危険があります。体操やウォーキングなど「軽運動の啓発プログラム」（日常生活の中で無理なく取り入れられる軽い運動を促し、健康増進や生活習慣病の予防を目的とするもの）はエコノミークラス症候群防止に効果的と思われます。市として避難所における運動促進策に対する市の見解を伺います。 ウ 弾性ストッキングについて エコノミークラス症候群防止効果のある弾性ストッキング（脚の血流を改善し、むくみや静脈瘤、深部静脈血栓症（DVT）の予防・軽減に役立つ医療用装具）を避難所に備蓄することに対する市の見解を伺います。 (2) 廃用症候群の防止 ア 避難所での高齢者の活動支援について 避難生活が長期化すると、高齢者が動かなくなることで筋力や心肺機能が低下し日常生活に支障をきたす「廃用症候群」が進行し、歩行困難や寝たきりになるリスクが高まります。高齢者の運動量が低下しないように、避難所での「役割や軽作業」を担っていただくような仕組みづくりも効果的と考えます。お考えを伺います。 イ 避難所のバリアフリー化について 避難所の環境が高齢者や障がい者にとって適切でない場合、移動が困難になり、ますます活動量が減少します。市が指定する避難所のバリアフリー化の進捗状況を伺います。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 ひとり暮らし高齢者のための住宅整備	(3) 誤嚥性肺炎の防止 ア 避難所での口腔ケアの推進について 避難生活では 歯磨きやうがいをする機会が減り、口腔内の細菌が増えることで「誤嚥性肺炎」のリスクが高まると指摘されています。市として、避難所における口腔ケアについてのお考えを伺います。 イ 高齢者の口腔ケア支援策について 高齢者は誤嚥性肺炎のリスクが特に高いため、日常的な歯磨き・入れ歯の洗浄が重要です。市として、避難所生活における高齢者の口腔ケアを促進するための支援策に対する市の見解を伺います。 (4) 慢性疾患（持病）の悪化防止と避難所での医療支援 ア 避難生活では、持病のある方が薬を服用できない状況が発生し、症状が悪化するケースが指摘されています。避難所での薬の不足対応に対する市の見解を伺います。 イ 災害時に処方された薬がわからなくなる問題を防ぐため、医療情報管理について市はどのようにお考えになっていますか。 裾野市の高齢化は加速しており、2023 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上の人口は 13,962 人、高齢化率は 28.3%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2035 年には 32.8%、2045 年には 36.6%に達する見込みであり、今後も高齢化が進行することが明らかです。 また、「裾野市高齢者保健福祉計画（第 9 次・第 10 次高齢者保健福祉計画の比較）」によると、ひとり暮らしの高齢者数は 2020 年（令和 2 年）時点で 932 人だったのに対し、2023 年（令和 5 年）には 2,896 人と約 3 倍に増加しています。高齢化が進行するにつれ、ひとり暮らしの高齢者の割合も今後さらに増加すると予測されており、高齢者の住まいに関する課題がより一層顕在化していくことが懸念されます。 こうした中、介護予防の観点からも、高齢者が孤立することなく社会とのつながりを持ち、自立した生活を維持できる住環境の整備が求められています。ひとり暮らし高齢者の中には、適切な支援や見守りが受けられないことで、生活の質が低下し、要介護状態へと進行するケースも少なくありません。高齢者同士や地域住民との交流を促し、日常生活の中で自然と支え合える環境をつくることが、結果として介護予防にもつながります。 しかし、現状ではひとり暮らし高齢者の住まいに関する公的な支援策は限定的であり、市の住宅政策において明確な方針が示されていません。一方で、国の施策として、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」では、生活支援サービスと組み合わせた高齢者向け住宅の整備が推奨されています。また、国土交通省の「住宅セーフティネット制度」では、高齢者の入居を支援する民間賃貸住宅の登録制度や、改修費・家賃補助の仕組みが設けられています。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	これらの施策を活用しながら、市として高齢者が安心して暮らせる住環境の整備を進めるとともに、介護予防の観点からもシェアハウス型住宅の整備・支援を検討すべきではないでしょうか。 このような観点から、裾野市における高齢者向けのシェアハウス型住宅整備の必要性について、以下伺います。 (1) 裾野市のひとり暮らし高齢者について ア ひとり暮らし高齢者の現状について伺います。 イ 今後のひとり暮らしの高齢者の推移について市の見解を伺います。 (2) ひとり暮らしの高齢者の住宅について ア 市内における高齢者向け住宅（民間賃貸・公営住宅・サービス付き高齢者向け住宅等）の現状を伺います。 イ 今後増加が予測されるひとり暮らし高齢者の住宅ニーズに対し、現在の住宅供給体制で対応は可能なのか、市の認識を伺います。 (3) 住宅整備に向けた具体的な施策の検討について ア 高齢者同士が支え合いながら生活できるシェアハウス型住宅の整備が、高齢者の生活の質向上や地域の支え合いの促進につながるものと考えます。市の見解を伺います。 イ 空き家や既存の住宅を活用し、ひとり暮らし高齢者向けの住まいを確保することについて、市の見解を伺います。 ウ ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、社会とのつながりを維持することや、健康を維持するための支援が重要になっています。ひとり暮らし高齢者の住宅整備を具体的にどのように進めるか、市の見解を伺います。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
8 小 林 浩 文 1 私道等の整備への支援について	市内には、原材料の支給にもなじまず、私道の舗装等に課題のある個所もあると思います。生活環境の整備にあたり、住民が一定の割合を負担すると市の補助金が交付される場合がありますが、構造の基準や交付申請書類など、一般的には難しいと思われる点があります。また、林道、市道に対する原材料支給も日常的に使用している道では、即日通行可能となるアスファルト舗装でなければ活用することに課題があると考えます。これらの補助や支給に関する要件の緩和や品目の追加など柔軟な制度拡充を望み、以下考えを伺います。 (1) 私道整備に対する補助金は、過去5年でどれくらい活用されていますか。 (2) 私道整備の補助では、「対象となる工事は、当該私道に家屋が5戸以上隣接し、次の各号に該当するものでなければならない」と規定されており、まず、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定されたものとされています。この要件に当てはまらない私道に隣接している家屋は、どの程度存在すると考えられますか。 (3) いくつかの要件の最後に「市長が特に必要と認めたもの」とあります。この規定は、どのような場合を想定しているのでしょうか。 (4) 原材料支給の対象となる箇所には、どのような条件がありますか。 (5) 原材料にアスファルトを加えること、道路の穴埋め補修作業の対象に加えることなどは考えられませんか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 スポーツ合宿の誘致増加に向けて	スポーツ合宿の誘致は、準高地トレーニングを中心に、一つの産業としての地位を確立しつつあると感じていますが、施設整備や宿泊場所の確保の点で、多くの課題も抱えていると思います。 また、当市では、移動に要するバスの借り上げ等に助成をしておりますが、近隣市町では、宿泊助成を実施している例も多く、他の条件が同様であれば、競争力は低下してしまいます。 これらの課題に対し、どのような方針を持って施策を進めていくのか、考えを伺います。 (1) 宿泊施設の増加策は。 (2) 施設の整備財源に充てるため、入湯税の一部の基金化やガバメントクラウドファンディングの活用は考えられませんか。 (3) スポーツ合宿では、宿泊費の負担が最も大きく、合宿先を選択する際の大きな要件となっていると考えます。宿泊費の助成を導入する考えはありませんか。	市 長
3 十里木高原簡易水道の安定供給に向けて井戸の新設を	十里木地区の簡易水道は、たびたび落雷の被害を受けて安定的な供給に支障が出ることもありました。複数の供給経路を整備するなどの対策を講じてきましたが、根本的には、新たな井戸を整備し、配水に係る電気代を抑制しつつ、管路の更新を図ることが長期的に有効であると考えられます。多額の経費を要すると思いますが、住民や事業者の生命線ですので、新たな井戸のさく井に向けた考えを伺います。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
4 一般廃棄物処理基本計画に掲げる取り組み状況について	粗大ごみステーションへ出す事が困難で、身近な人等の協力を得られない高齢者、障がい者のみの世帯から排出される粗大ごみを回収する「高齢者等粗大ごみ個別収集」を実施していますが、一般廃棄物処理基本計画において、「福祉向上のための収集体制の検討」を重点に掲げており、「今後はさらに高齢化が進むことが想定され、粗大ごみだけではなく全てのごみの収集に対して、その必要性や状況を勘案した上で収集体制を検討する必要があります。」と記載されております。 また、「生活系ごみは委託する収集業者による収集・運搬を原則とし、今後も必要に応じて、ごみの収集方式、収集頻度、収集体制の見直し等を検討します。」という記述がありますが、収集・運搬に関し、どのような見直しの検討を行い、実施していくのか、また、委託料の抑制を目的に入札を実施しましたが、前委託事業よりも総額が高額となっている収集運搬業務委託については、次期の委託期間に向けて競争入札による受託者選定を行うのか、考えを伺います。	市 長

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
9 増 田 祐 二		市 長
1 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の進め方と土地利用の方向性について	裾野市では令和５年度から市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針（以下：方針）の作成を始め、令和７年１月２０日から２月１８日までのパブリックコメントを経て、本年度中に策定される見込みです。 市街化調整区域には、本年１月時点で１７,０００人超、人口の３５.５％が居住しており、面積比率は都市計画区域の９割で未利用地も多くあります。以前より個人団体を問わず、調整区域であることが理由で「住む」「暮らす」「営む」「働く」に不都合が生じている事例は多くあり、本方針および地区計画の策定による、調整区域の土地利用に期待しているところです。 本方針は、その策定趣旨で、土地利用に関して「既存集落地などにおける良好な住環境の維持・改善」、「豊かな自然環境や農林業環境などの保全」、「安全・安心に暮らし続けるための土地利用の検討」、「交通利便性の高い地域などにおける計画的な土地利用の誘導」等の課題が示されています。これらを解決するために１４の適用候補エリアを４類型に分類している点、またそれぞれのエリアの周辺状況が示されている点など、地区計画策定にあたってわかりやすい方針であると認識しています。 一方、方針を包含する都市計画マスタープラン、関連する立地適正化計画はともに目標年次を２０３５年に設定しており、これらの達成のためにも可及的速やかに地区計画を策定していく必要があります。 この点を鑑み、方針に対する具体的な進め方や市の土地利用の方向性について、以下伺います。 （１）方針の具体的な進め方について ア 「地区計画策定の都市計画決定までの流れ」で、地域住民等による「意識の高まり」が一手目に置かれ、その後、行政の情報提供等伴走支援がありながら、都市計画提案制度を活用して策定していく流れが示されています。現時点で地域の興味関心や機運を、当局はどのように捉えていますか。 イ 地域住民や土地所有者などが計画・整備の主体となるとしながら、計画時期を短期と中長期に分けていますが、どのような考えで分けていますか。 ウ 「農振農用地等の法規制区域を含まない」としてはいますが、適用候補エリアのうち、須山・富岡・深良支所８００ｍ圏内は、農振農用地が点在しています。市街化調整区域の課題である「住み続けられる住環境の形成」「地域活力やコミュニティの維持」の解決には、除外あるいは付け替え等の措置が必要な場合もあると想定されますが、いかがお考えですか。 エ 計画時期を中長期としているエリアに対して、行政はどのような働きかけを考えていますか。	市 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 部活動地域移行について	(2) 市の土地利用の方向性について 都市計画マスタープラン等で示される将来都市構造図に対して具現化されているところがある反面、なかなか動きが見えないゾーンや拠点もあります。総合計画では「縮充する社会」との記述もありますが、将来都市構造図の具現化に対して、市は現実的な視点からどのようにお考えですか。 本年度本格化した部活動改革は、NPO 法人すそのアクティブを設立され、さまざまな活動に取り組まれています。スポーツでは陸上・卓球・野球で、文化部では吹奏楽で合同チームや地域クラブとの連携などの実証事業が行われ、華道や合唱など生涯学習に励まれている方々との交流もされており、中学生や保護者からも好評と伺っています。また来年度も様々な事業を経て、2027 年の夏頃から休日の学校部活動の完全移行を目指しているとのこと。 しかしながら完全な地域移行に成功している例は大都市やスポーツクラブ等を持つ自治体が多く、中核市以下の自治体では、「費用負担」「移動」「指導者確保」等が課題である傾向にあります。裾野市で地域連携の形を取りながら取り組みを進めていることにもそういった要因があると推察しています。 一方で、部活動は「教育課程外の学校教育活動」ですが、放課後の時間と捉えればより生徒の主体性を育む時間とすることが可能です。以前の一般質問で農業の担い手確保の視点から農園部の話をしましたが、生徒の視点で興味・関心が高いものに集中的に取り組む時間として、放課後を活用することも可能です。こういった取り組みには、新潟市白新中学校ではブカツイノベーションとして、生涯志向と競技志向で棲み分けをして活動をしている事例もあります。 部活動には異年齢との交流や自己肯定感を高めるなど、生徒にとって重要な学びが数多くあります。部活動がそのあり方を変えていくなか、こういった学びは担保しつつ、手法についてはより柔軟に検討できるのが過渡期である現在の強みと考え、以下伺います。 (1) これまでの部活動改革の取組で、地域移行に対する裾野市の課題にはどのようなものがありますか。 (2) 2025 年度は、平日は学校で行い、休日の部活動を廃止する形を取るとのことですが、2027 年度はどのような形を想定していますか。 (3) 教育委員会が発行されている「裾野市の部活動改革 No. 3」では中学校に部活動で新しく取り組む可能性がある活動について、関係団体と連絡調整との記載がありますが、今現在の生徒や保護者の声、あるいは教育部の想定にはどのようなものがありますか。	市 長 教 育 長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	(4) 生涯志向の高い生徒と競技志向の高い生徒に対して、明確に棲み分けをしていくことに対して、どのようにお考えですか。 (5) 柔軟な手法の例として、放課後英会話クラブなど端末やデジタルツールを活用した他校と連携した自学自習活動による居場所づくりなどもありますが、こういった活動をどのようにお考えですか。 (6) 今後、中学校の統廃合等を見据えた部活動改革で目指す形やありたい姿はどのようなものとお考えですか。	

質 問 議 員 質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
10 小 林 俊	裾野市で行った「宣言」は、役に立つものも、そうでないものもあるように思える。	市 長
1 裾野市の「宣言」について	(1) イクボス宣言 平成 28 年 3 月 11 日、長泉町と共に首長、幹部職員がイクボス宣言をした。 ア 具体的な内容はどのようなものだったか。 イ どのような効果があったか。 ウ イの効果は、宣言をしなければ得られなかったのか。 エ 5 年経って宣言の公表を終了するが、職員の働き方改革を含め幹部職員のイクボスとしての取り組みは今後も継続する、とされている。どのように継続されているか。 オ 行政としてこのような宣言をすることの意味はあったか。 (2) 平和都市宣言 平成 27 年 12 月定例会で決議された。内容自体は日本国民の願いが表されていて良いが、世界を見渡せば戦争が途切れなく勃発している。 ア この宣言は、行政の事業としてどのように具体化されているか。 イ 青少年の教育にはどのように活かされているか。 ウ 平和を希求する事業は継続されているか。 エ 最近の世界情勢に対して、平和都市宣言をした自治体として何をすれば良いと考えるか。 (3) カーボンニュートラルシティ宣言 令和 3 年 10 月、カーボンニュートラルシティ宣言をした。2050 年にカーボンニュートラルシティを実現するというものである。 ア 6 つの重点取り組みを進めることになっている。具体的にどのように進めているか。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
	イ ロードマップに示された納得感ある取り組み、は進んでいるか。 ウ 2030年には市役所として2013年比46%削減という目標は達成の見通しか。 エ 提唱する行政として最終的目標を必ず達成するという意識をもって取り組んでいるか。 オ 市内でJ-クレジット制度を適用できるものがあるか。 カ 農水省のJ-クレジットメニューに、水田中干しの延長でメタン発生を減らすことによるクレジットがある。地域で行っている自治体（eg.新潟県津南町）がある。クレジットを取り扱う企業との包括的連携協定を結んで取り組んでいるようだが、当市は、前向きに取り扱う考えはあるか。 （４）財政非常事態宣言 令和３年２月、突然発出されたこの宣言は裾野市にとって非常に不適切なものであったと考える。それを阻止できなかった議会の責任もあり、忸怩たるものがあるが、議会の決議でも無く突然宣言します、という形であった事は大きな問題だったと、あとからは考える。 ア 自治体として何らかの宣言をすることはあり得ることだが、行政が市民の代表である議会にも諮らずに決めて良い筈がない。どのように考えるか。 イ 今後、行政の方向性をアナウンスする宣言を出そうとするときには、まず内容を十分に吟味検討して、更に議会に諮って十分な検討をしたうえで、議決として決議して発出するべきと考えるが、どうか。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	答 弁 要 求 者 職 名
2 仮称御宿岩波線	裾野市と箱根町を結び 2,000 万人とも言われる箱根への入り込み客を少しでも当市に誘導する、仮称御宿岩波線と県道仙石原新田線は、市の発展に結びつき、防災上も重要な基幹道路網である。一刻も早く完成したい。仮称御宿岩波線の高架道路は、岩波地区住民の立ち退き移転が必要で、そのために住民にも様々な意見があるようである。しかし、沼津駅高架の例を見ても、事業には必ず賛否が伴う。地域の発展のために正しい方向を示すリーダーシップはなくてはならないものであり、そのような意見は大切にしなければならない。 岩波地区で新しくこの問題を考えて推進していこうという考えの方たちがいるようである。 (1) 仮称御宿岩波線は、県の事業として実施する方向で地元説明会も行われた。それが現状止まってしまっている経緯を、時系列と共に説明して欲しい。 (2) 何故止まってしまったのか。 (3) 地元の人たちに対して、この経緯、理由をできるだけ早く説明して欲しいが、いかがか。 (4) 当市の発展を目指す行政としては、地元の推進しようとする意見を大切にして支援して欲しいが、可能か。 (5) 立ち退きに際して、移転先が必要である。現状の岩波地区の市街化調整区域の見直しが必要と考える。地区計画で手当てできれば良いが、調整区域の見直しも辞さないという本気で取り組んで欲しい。いかがか。	市 長